

門真市文化や情報とふれあう手話言語条例

手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現するコミュニケーション手段が手話です。

手話は、古くから使用されていますが、長らく言語として認められなかったことや、手話を使用できる環境が十分に整えられなかったことなどから、地域、職場、学校などにおいてろう者は、十分なコミュニケーションを図ることや必要な情報を得ることができず、多くの不便な思いや不安を抱えながら生活してきました。

こうした中、平成18年に国際連合総会において障害者の権利に関する条約が採択され、我が国においても、平成23年に障害者基本法が改正されたことにより、「手話は言語である」と位置付けられました。しかしながら、いまだ手話に対する理解が十分に広まっているとは言えません。

門真市は、「手話は言語である」という認識のもと、手話に接する機会を広げ、手話言語やろう者に対する理解を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が暮らしやすく、地域で支え合う福祉の心あふれる思いやりのあるまちを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及並びに手話が言語であること（以下「手話言語」という。）及びろう者に対する理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、日常生活又は社会生活において手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障がい者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、その権利を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に努めるとともに、日常生活及び社会生活において手話を使用しやすい環境を構築することにより、ろう者の自立及び地域における社会参加の促進に寄与できるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供できるよう努めるとともに、ろう者が働きやすい環境を構築するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 市は、次に掲げる事項を基本として、手話に関する施策を推進するものとする。

- (1) 手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する事項
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 教育の場における手話に対する理解の促進に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、手話に関する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の聴取）

第8条 市は、必要がある場合は、ろう者その他関係団体から意見を聴き、手話に関する施策を推進するものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。